

部落三大闘争に勝利するための決議（案）

私たち部落解放同盟京都市協議会は、差別のない「共生と協働の社会創造」をめざし、部落解放三大闘争を日常闘争に結合させた取り組みを進めている。

昨年6月、東京高裁で「全国部落調査」復刻版出版差し止めを求めた裁判闘争において、「不当な差別を受けることなく人間としての尊厳を保ちつつ平穏な生活を送ることが出来る人格的利益を有するのであって法的に保護された権利」として「差別されない権利」を認める判決が出された。さらに今年5月、大阪府内の男性が「部落探訪」の削除を求めた訴えに対して大阪地裁は、すべての公表の禁止を命じた。しかしいまだ多数の差別動画は放置され、新たな投稿も止むことなく続いている。卑劣なアウティング行為により苦しむ被差別部落出身者の生きづらさが解消されるよう、包括的な差別禁止法制定の取り組みを強化しよう。また、京都市内においても、市バス運転手やまち美化事務所職員に対しての差別発言や、市内部落に関連するネットニュース記事に悪質な差別コメントの書き込みが後を絶たない。京都市に対して「部落差別解消推進法」を具体化した人権条例の制定を強く求め、市民の意識も変えていく必要がある。

狭山事件の再審を求める闘いは2009年から始まった三者協議により191点の証拠が開示され、弁護団は269点の新証拠を提出した。さらに2022年8月には11人の鑑定人の証人尋問と裁判所によるインク資料の鑑定を求める事実取り調べ請求書を提出。4月に就任した家令新裁判長に対する新証拠のプレゼンテーションを行った。また、国会では再審法改正の動きがある一方、袴田事件では静岡地裁での再審公判で、検察は死刑を求刑する等、権力は謝罪の姿勢をあくまでも拒んでいる。狭山事件が権力保持と治安を目的として部落差別を利用した国家犯罪であることをもう一度確認し、真実と正義のため、必ず再審の実現と無罪判決を勝ち取ろう。

戦争や環境破壊など、人類にとっての未来が危うく、子どもたちにとっても困難な時代だからこそ、人間解放としての部落解放運動は切実に求められている。一人一人の主体的力量を高め、部落解放三大闘争の勝利を目指して戦うことを確認し、ここに決議する。

2024年6月14日

2024年部落解放同盟京都市協議会定期総会